

巻頭言

農地中間管理事業も 4 年目に入っています。今年の 9 月末現在の農業振興公社の借受面積は、すでに昨年 1 年間の実績 447ha を上回り、508.6ha です。さらに、今年度はすべての市町で事業に取り組む予定です。これも市町、農協をはじめ、関係の皆様のおかげと感謝申し上げます。

さて、改正農業委員会法により、農業委員会は農地利用の最適化の推進が必須業務となり、すでに 30 市町が新たな制度に移行しています。農地利用最適化推進委員は現在 391 人です。来年 7 月までには、すべての農業委員会に推進委員が設置されます。推進委員との連携した活動により、農地中間管理事業の取組が加速化するものと期待しています。

また、県、農業会議、公社では、「静岡県における農業委員会と農地中間管理機構等の連携に係る活動方針」を作成しました。今後は、この活動方針に基づき、集積目標面積の設定、農業委員会との連携強化、基盤整備事業の活用、担い手の掘り起し、マッチングの推進などに取り組み、農地の集積・集約化を一層進めていきます。

今年度も残り半年です。1,000ha/年の農地集積目標の達成に向け、引き続き、皆様の御協力をいただきますようお願い申し上げます。

(農業振興公社 理事長 大谷徳生)

連携協定の締結

農業振興公社では、農地中間管理事業を活用した農地集積・集約化を促進するため連携協定の締結を進めています。昨年度、農業経営士協会、青年農業士会、農業法人協会などの 7 つの担い手組織との連携協定を締結しました。

今年度は、8 月 3 日に農業会議と協定を締結し、農地中間管理事業と農地利用の最適化の推進に取り組むこととなりました。また、9 月 4 日には JA 静岡青壮年連盟と協定を締結しました。将来の本県農業を担う 1,700 人を超える若手農業者の協力をいただき、事業を推進していきます。

公社では、関係機関、団体との連携のもと、農地の集積・集約化に関する幅広い支援体制を構築し、事業を推進していきます。



静岡県農業会議との協定締結式
(前列左：大谷理事長、右：黒田会長)



JA 静岡青壮年連盟との協定締結式
(前列中央左：内藤委員長、右：大谷理事長)

事業の実施状況

農地中間管理事業による本年度9月末時点での借受面積は、すでに昨年度実績を61.6ha上回っています。本年度はすべての市町で実施できる見込みです。今後も事業を活用した農地集積・集約化に関係機関が連携して取り組んでください。

市町別の借受実績

(単位：ha)

市町名	公社の借受面積				市町名	公社の借受面積			
	H26実績	H27実績	H28実績	H29実績(9月末)		H26実績	H27実績	H28実績	H29実績(9月末)
下田市					静岡市	10.9	45.5	36.2	17.1
東伊豆町		3.7		0.1	中部計	10.9	45.5	36.2	17.1
河津町					島田市	0.8	8.2	1.7	7.1
南伊豆町		1.9		2.1	焼津市		5.8	7.8	25.4
松崎町		1.4		0.2	藤枝市			5.8	18.3
西伊豆町					川根本町			5.0	
賀茂計	0	7.1	0	2.4	牧之原市		4.6	26.7	20.9
熱海市			0.2	0.3	吉田町	1.3	0.9	4.5	5.5
伊東市				0.1	志太榛原計	2.1	19.5	51.5	77.2
三島市		9.0	20.0	10.8	御前崎市		0.8	3.1	0.1
函南町		3.4	2.2	1.9	菊川市		121.8	2.9	0.2
伊豆市			0.3	1.1	掛川市	41.8	43.5	86.3	6.1
伊豆の国市			1.5		磐田市		4.8	22.2	290.1
沼津市	4.0	11.2	27.1	38.7	袋井市	8.9	1.1	2.4	22.5
裾野市	0.7	0.5	1.8	0.3	森町		6.1	7.7	
清水町	-	-	-	-	中遠計	50.7	178.2	124.6	319.0
長泉町		0.7	1.8	0.2	浜松市	3.9	79.7	86.6	12.9
御殿場市		11.6	3.0	0.8	湖西市		0.1		7.9
小山町		2.0	2.6	3.1	西部計	3.9	79.9	86.6	20.8
東部計	4.7	38.5	60.5	57.3	合計	72.3	423.4	447.0	508.6
富士宮市		38.8	35.1	15.0					
富士市		16.1	52.3						
富士計	0	54.8	87.4	15.0					

事業の活用事例

地区内147haの水田を集積・集約～農事組合法人大東農産(掛川市)～

掛川市南部の千浜地区では、昭和30年代から水稻協業集団による集団栽培が開始され、平成10年からは地域の農業者6名によって設立された農事組合法人大東農産が140ha余りの水田を借り入れ、大規模で効率的な水稻栽培を行ってきました。

これまでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積円滑化事業によって貸借を行ってきましたが、平成30年3月末に契約終期を迎えることになっていたため、この機会に全ての契約を農地中間管理事業に移行することになりました。9月中旬には農地中間管理事業による農用地利用集積計画の作成会が行われ、地権者が関係機関の担当職員から説明を受けながら関連書類を作成しました。

大東農産では、改正土地改良法に基づく機構関連事業を活用した水田の基盤整備等も視野に入れており、農地中間管理事業による貸借を契機とした水田農業の効率化と収益性の向上が期待されています。



集積計画の作成 (JA 遠州夢咲千浜支店)

地域を支えた茶園を新たな担い手に～島田市・鍋島地区～

島田市のほぼ中央部に位置する鍋島地区は、大井川の河岸段丘という地形と茶に適した土壌条件、気象条件を生かした茶生産が盛んな地域として知られ、荒茶価格は県内でもトップクラスを誇る産地でしたが、近年の茶の価格低迷と高齢化に伴い、産地の維持が困難な状況に陥っていました。

そのような中で、市内の若手農業者で組織する農業法人が地域の茶園を借り受け、有機茶の栽培を始めるという話が持ち上がりました。

鍋島地区では、茶生産者でもある区長が地域の茶生産者を取りまとめ、関係者との話し合いを積み重ねてきました。

島田市、J A大井川、県農林事務所及び公社等の関係機関も、優良茶園の維持、活用を図るため、連携した体制を組んで支援を行い、農地中間管理事業を活用して地区内の約 8.5ha の茶園の大部分を法人が借り受けることで調整を進めています。

歴史ある鍋島地区の茶生産は、今後、輸出抹茶の生産で低迷する茶業に立ち向かおうとしている若手農業者に引き継がれていくことになります。

ブランド力の向上で地域茶業を守る～農事組合法人山喜製茶組合(掛川市)～

掛川市入山瀬の農事組合法人山喜製茶組合は、昭和 41 年に設立され、現在は組合所有の茶園と契約茶園合わせて 30ha 以上の茶園があります。直売店も人気で、生産から製造、販売まで一貫した経営を行っています。

これまでに茶園共進会と荒茶品評会の両方で農林水産大臣賞を受賞し、消費者が選ぶお茶のコンテスト「日本茶アワード」でも大賞を受賞しています。

経営面積の拡大を計画的に進めており、今年の 4 月と 8 月には、農地中間管理事業を通じて 7.1ha の茶園を借り入れました。

代表理事の青野明之さんは、「農地をムダにすることなく効率よく作業ができるようお茶畑を拡大し、広く色々な方に山喜のお茶の美味しさを知ってもらえたら最高です」と語っています。



静岡エフエム放送(K-mix)に出演
(左が青野さん)

お知らせ

農地耕作条件改善事業を活用したオリーブ栽培

伊東市岡地区では、公社が農地耕作条件改善事業の実施主体となって基盤整備を行った後、参入法人がオリーブを栽培する計画となっています。

高齢化により耕作継続が困難となった農地 67a を参入法人に集積し、区画拡大と農作業道整備及び営農環境整備(樹木の伐採、除根等)を行うことにより、作業の効率化と優良農地の活用を図っていくこととしています。

農地耕作条件改善事業は、農地中間管理事業による担い手への農地集積・集約化を図るための簡易基盤整備事業として活用できます。事業費 200 万円以上で、区画拡大、暗渠排水、末端かんがい施設、用排水路、農作業道の整備等、幅広い工種が実施可能です。詳細については、県農林事務所または公社までお問い合わせください。

改正土地改良法が施行されました

本年5月に公布された改正土地改良法が9月25日に施行されました。

今回の改正で新たに創設された機構関連事業(土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業)により、農地中間管理機構が借り入れた農地について、県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行うことができるようになりました。

機構関連事業の実施に当たっては、①事業対象農地のすべてについて農地中間管理権が設定されていること、②事業対象農地面積：10ha以上(中山間地域等は5ha以上)、③農地中間管理権の設定期間が事業計画の公告日から15年以上あること、④事業実施区域の収益性が事業完了後5年以内(果樹は10年以内)に20%以上向上することなどが要件となる見込みです。

遊休農地に関する通知の発送を開始しました

農地法第35条第1項に基づく通知を受けた遊休農地については、公社のホームページに掲載して受け手を募集していますが、1年を経過しても受け手が見つからない場合は、所有者に対して農地中間管理権を取得しない旨を通知することとしています。

本年9月から通知の発送を開始しており、今後、順次発送していく予定です。詳細について不明な点等がありましたら公社までお問い合わせください。

農地中間管理機構 (公益社団法人 静岡県農業振興公社) s-kikou@shizuoka-nk.or.jp					
本社	農地集積課	電話	054-250-8989	〒420-0853	静岡市葵区追手町9番18号 静岡中央ビル7階
		FAX	054-250-8993		
駐在	東部駐在	電話	055-924-3993	〒410-0055	沼津市高島本町1の3 東部農林事務所内
		FAX	055-924-3994		
	富士駐在	電話	0545-65-2261	〒416-0906	富士市本市場441の1 富士農林事務所内
		FAX	0545-65-2262		
	中部駐在	電話	054-646-2122	〒426-0075	藤枝市瀬戸新屋362の1 志太榛原農林事務所内
		FAX	054-646-2123		
	中遠駐在	電話	0538-35-1335	〒438-8558	磐田市見付3599の4 中遠農林事務所内
		FAX	0538-35-1336		
	西部駐在	電話	053-458-7105	〒430-0929	浜松市中区中央1丁目12の1 西部農林事務所内
		FAX	053-458-7106		

みんなの力を結集し、農地を守り、農地を活かす。 未来に向かって話し合いを進めましょう!

農地中間管理機構と農業委員・農地利用最適化推進委員があなたをサポートします。

